

令和3年第7回農業委員会議事録

令和3年7月26日

下妻市農業委員会

令和3年第7回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和3年7月26日（月） 午後1時30分
2. 場 所 下妻市役所 本庁舎 大会議室
3. 議 案
 - 第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について
 - 第3号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
 - 第4号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について
 - 第5号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について
 - 第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に対する意見決定について
4. 報 告
 - 第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

1番 京空 克芳	2番 柴崎 尚	3番 白井 安男
4番 杉田 恒夫	5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之
7番 中島喜美夫	8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好
10番 齋藤 孝夫	11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美
13番 塚田 好克	14番 程塚 裕行	15番 野村 操
16番 稲川 広美	17番 木村 一巳	18番 森 槇雄
19番 中山 基		

出席職員次の通り

局長 小林 正幸 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主事 堤 大輔

(午後1時30分 開会)

議長（会長 中山基君）

ただいまから、令和3年第7回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は、7番 中島喜美夫君、8番 小島博幸君の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といた

します。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、5件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、江地内、2筆、田畑、合計2,795㎡、申請理由は農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、江地内、2筆、田畑、合計3,479㎡、申請理由は農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、平沼及び福田地内、13筆、田畑、合計18,817㎡、申請理由は農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、高道祖地内、3筆、登記、田、現況、畑、合計1,219㎡、申請理由は農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、宗道及び大園木地内、3筆、登記、田畑、現況、田、合計5,110㎡、申請理由は農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の1ページから2ページをご確認願います。

議案番号	1	処理番号	1	担当委員	栗島委員
現 地 状 況	申請地は、雇用促進住宅上妻宿舎から北へ約 700m 圏内にあり、田については樹木が生えており、畑については雑草が少し繁茂していた。				
現地調査結果	7月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	7月17日及び20日、申請人に会社及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	2	担当委員	栗島委員
現 地 状 況	申請地は、江公民館から、東へ約 350m 圏内にあり、田については水稻の作付けがされており、畑については休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	7月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	7月17日及び19日、申請人に会社及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	3	担当委員	篠崎委員
現 地 状 況	申請地は、大宝駅から南及び西へ約 450m 圏内にあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	7月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	7月17日及び18日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	4	担当委員	飯村委員
現 地 状 況	申請地は、高道祖市民センターから南東へ約 500m にあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	7月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	7月19日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	5	担当委員	小島委員
現 地 状 況	申請地は、千代川カントリーエレベーターから南西へ約 250m 圏内及びふれあい交流館リフレこかいから西へ約 450m にあり、水稻の作付けがされていた。				
現地調査結果	7月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	7月17日及び18日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

3ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回、3件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、加養地内、登記、畑、現況、雑種地、793㎡の内7.29㎡、申請理由は、昭和56年頃より自己住宅の排水路として無断転用していたことから、始末書添付の上、申請するものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、石の宮地内、登記、畑、現況、雑種地、241㎡、申請理由は、既存駐車場が手狭であるため、昭和60年頃より無断転用されていた申請地に駐車場を設けたく、始末書添付の上、申請するものでございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、下妻地内、登記、畑、現況、雑種地、406㎡、申請理由は、平成12年頃より一部無断転用していた申請地に自己住宅兼事務所を建築したく、始末書添付の上、申請するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は3ページ、参考資料は、1ページ・2ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、日常生活上必要であり、かつ、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

続きまして、参考資料は、3ページ・4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業が達成する見込みがないことから、許可方針は、原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

続きまして、参考資料は、5ページ・6ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は、原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の3ページをご確認願います。

議案番号	2	処理番号	1	担当委員	木村委員
現 地 状 況	申請地は、加養第2公民館から南西へ約100mにあり、自己住宅の排水路として利用されており、その内容は始末書で確認した。				
現地調査結果	7月19日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	7月17日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、自己住宅の排水路へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	2	担当委員	稲川委員
現 地 状 況	申請地は、上下水道課から東へ約 150m にあり、駐車場として利用されており、その内容は始末書で確認した。				
現地調査結果	7月20日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	7月20日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、駐車場へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	3	担当委員	稲川委員
現 地 状 況	申請地は、下妻警察署から西へ約 300m にあり、きれいに管理されているが、一部砂利を敷いて利用されており、その内容は始末書で確認した。				
現地調査結果	7月20日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	7月20日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、自己住宅兼事務所へ転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

4ページ並びに、参考資料の7ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による 所有権移転許可申請につきましては、今回、7件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、宗道地内、登記、畑、現況、田、441㎡、申請理由は、既存資材置場が手狭であるため、資材置場を設け、経営する会社に賃貸ししたく申請するものでございます。

参考資料の9ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、下妻地内、畑、5,518㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、駐車場が不足するため、駐車場を敷地拡張するものでございます。

参考資料の11ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、高道祖地内、畑、680㎡、申請理由は、事業拡大を図るため、太陽光発電設備を設置するものでございます。

5ページ並びに、参考資料の13ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、高道祖地内、5筆、田畑、合計1,479㎡、申請理由は、事業拡大を図るため、太陽光発電設備を設置するものでございます。

参考資料の15ページをお開き願います。

処理番号5号、申請地、福田地内、13筆、畑、合計28,610㎡、申請理由は、既存資材置場の集約及び事業効率化を図るため、資材置場を設けるものでございます。

6ページ並びに、参考資料の17ページをお開き願います。

処理番号6号、申請地、堀籠地内、登記、畑、現況、宅地、158㎡、申請理由は、昭和55年頃より無断転用していた申請地に、カーポートを設置したく、始末書添付の上、申請するものでございます。

参考資料の19ページをお開き願います。

処理番号7号、申請地、坂本新田地内、登記、田、現況、畑、27㎡、申請理由は、安全性の確保のため、道路を拡幅するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は4ページ、参考資料は、7ページ・8ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、鉄道の駅から500m以内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業が達成する見込みがないことから、許可方針は、原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、出入口造成工事に伴い、下妻市の法定外公共物使用・工事許可を受けております。

続きまして、参考資料は9ページ・10ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業が達成する見込みがないことから、許可方針は、原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障

のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、出入口造成工事に伴い、下妻市の道路工事施工承認を受けております。

続きまして、参考資料は11ページ・12ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業が達成する見込みがないことから、許可方針は、原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない「非FIT太陽光発電所」であり、発電した電力については、東京電力への電力受給契約を完了しております。

議案書は5ページ、参考資料は13ページ・14ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業が達成する見込みがないことから、許可方針は、原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない「非FIT太陽光発電所」であり、発電した電力については、東京電力への電力受給契約を完了しております。

続きまして、参考資料は、15ページ・16ページをお開き願います。

処理番号5号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業が達成する見込みがないことから、許可方針は、原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は6ページ、参考資料は、17ページ・18ページをお開き願います。

処理番号6号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業が達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

続きまして、参考資料は、19ページ・20ページをお開き願います。

処理番号7号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業が達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の4ページから5ページをご確認願います。

議案番号	3	処理番号	1	担当委員	小島委員
現地状況	申請地は、JA常総ひかり本店から北へ約200mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	7月20日、地区委員2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査				
申請人への確認	7月17日及び18日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、貸資材置場へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	3	処理番号	2	担当委員	稲川委員
現地状況	申請地は、JAホール下妻から南へ約200mにあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	7月20日、地区委員2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	7月20日、申請人に自宅及び会社訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、駐車場敷地を拡張することについて問題なしと判断。				

議案番号	3	処理番号	3	担当委員	飯村委員
現地状況	申請地は、高道祖市民センターから南東へ約1.7kmにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	7月20日、地区委員2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査				
申請人への確認	7月19日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、太陽光発電設備へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	3	処理番号	4	担当委員	飯村委員
現地状況	申請地は、高道祖市民センターから南東へ約 1.7km にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	7月20日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査				
申請人への確認	7月19日、申請人に電話及び勤務先訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、太陽光発電設備へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	3	処理番号	5	担当委員	篠崎委員
現地状況	申請地は、福田公民館から北へ約 700m 圏内にあり、一部は休耕であるが、きれいに管理されており、一部は耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	7月20日、地区委員 3名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	7月17日及び18日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、資材置場へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	3	処理番号	6	担当委員	栗原委員
現地状況	申請地は、弘徳保育園から南西へ約 300m にあり、自己住宅の一部として利用されており、その内容は始末書で確認した。				
現地調査結果	7月20日、地区委員 3名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	7月16日及び17日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、自己住宅敷地を拡張することについて問題なしと判断。				

議案番号	3	処理番号	7	担当委員	森委員
現地状況	申請地は、JA常総ひかり下妻支店から南東へ約250mにあり、休耕であるが、きれいに管理がされていた。				
現地調査結果	7月20日、地区委員2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	7月17日、申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、道路を拡幅することについて問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

はい、程塚委員。

程塚委員

太陽光の非FIT契約というのは、買い取り契約ではないということですが、もう少し詳しく教えてくださいませんか。非FIT太陽光発電所について、今までとどう違うのか教えてください。

議長（会長 中山基君）

ただ今の程塚委員の質疑に対し、事務局説明をお願いします

事務局（堤大輔君）

程塚委員のご質疑にお答えします。今回の非FIT太陽光発電所というのは、国が定めたいわゆるFIT法という固定価格で電気を買取る制度の認定を受けないものでございます。本来であれば、そのFIT法を使えば買取る義務が発生しまして、電気事業者が購入する流れとなっておりますが、今回の非FIT法は、その認定を受けませんので、買取る義務というものが生じません。ただ東京電力の受給契約は済ませておりまして、東京電力でもそういった非FITというものが今後増加するところを汲みまして、1キロワット毎時あたり8円50銭のプランを打ち出しているところであります。東京電力の方はそれで受給契約を完了しているところでございます。

以上で説明を終わります。

程塚委員

そうしますと、この会社としては、採算は何とかなるということでしょうか。

議長（会長 中山基君）

はい。事務局お答え願います。

事務局（渡辺広行君）

私の方から程塚委員のご質疑にお答えいたします。委員がおっしゃる通り、FIT法で経済産業省の認定を受けている時であれば、皆様の電気使用料から一部その発電事業者にですね、負担が行って儲けが大きかったと思うんですけれど、売電の自由化に伴いましてFIT法を使わなくても、自由に売電等、電気を買って使うことができるよという風になりました。

おっしゃる通り、私も計算してみたのですが、FIT法を使って上乘せ分があるよりは、もちろん儲けは少ないんですけれども。年間30万円くらいの儲けなのかなという計算を何パターンかシミュレーションしてみたのですが、大体30万円くらいの見込みでした。そこから固定資産税ですとか、管理費ですとか引いていくので、そんなに儲けは無いのかなという印象を受けております。

以上です。

議長（会長 中山基君）

よろしいですか。

程塚委員

はい。

議長（会長 中山基君）

ほか何かありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

7ページ並びに、参考資料の21ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、鬼怒地内、畑、547㎡、申請理由は、鬼怒川周辺整備工事に必要な仮設現場事務所及び資材置場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は7ページ、参考資料は、21ページ・22ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業が達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の5ページ下段をご確認願います。

議案番号	4	処理番号	1	担当委員	柴崎委員
現 地 状 況	申請地は、鎌庭西公民館から北へ約 100m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	7月20日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査				
申請人への確認	7月20日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、仮設現場事務所及び資材置場へ一時転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

8ページ並びに、参考資料の23ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、加養地内、畑、793㎡の内9.54㎡、申請理由は、周辺住民で使用するゴミ置き場及び花壇を設置するものでございます。

参考資料の25ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、別府地内、畑、2,967㎡の内676.95㎡、申請理由は、経営する会社の従業員増加及び既存建物の老朽化に伴い、事務所兼自己住宅を建築するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は8ページ、参考資料は、23ページ・24ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、日常生活上必要であり、かつ、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

続きまして、参考資料は25ページ・26ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業が達成する見込みがないことから、許可方針は、原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、書面の6ページをご確認願います。

議案番号	5	処理番号	1	担当委員	木村委員
現地状況	申請地は、加養第2公民館から南西へ約100mにあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	7月19日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	7月17日、申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、ゴミ置き場及び花壇へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	5	処理番号	2	担当委員	柴崎委員
現地状況	申請地は、大形郵便局から南西へ約50mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	7月20日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査				
申請人への確認	7月20日、申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、事務所兼自己住宅へ転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

ここで、議案第6号について農政課職員入室のため暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

（農政課職員：湯本補佐・中山主幹 着席）

(資料配布)

議長（会長 中山基君）

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に対する意見決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

議案第6号の別紙をご覧ください。

議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に対する意見決定について、でございますが、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条において、「市町村が基本構想を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならない。」と規定されており、下妻市長から意見聴取依頼がありましたので、本日も審議をいただくものでございます。

内容につきましては、基本構想を担当している農政課職員から説明いたさせます。

農政課（中山直君）

農政課農政係の中山と申します。よろしくお願いたします。

はじめに資料の確認をさせていただきます。

本日の説明資料は、議案第6号別紙、並びに、ただいまお配りいたしましたA4・1枚の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 改定の概要について」となります。不足がありましたらお申し付けください。

ここからは着座にて説明させていただきます。

はじめに、今回改訂を行う理由についてご説明いたします。1枚資料の改定の概要についての資料をご覧ください。

本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改定につきましては、茨城県におきまして、令和3年3月に「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が改定されたことに伴い、実施するものでございます。

なお、基本構想とは市町村が策定するもので、効率的かつ安定的な農業経営を行うために目標とすべき所得や労働時間、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等の設定をすると共に、農用地の利用集積の目標を定め、その実現のためにとるべき措置等を示したものでございます。改定については概ね5年に一度実施するもので、前回の改定は平成28年9月となっております。

続きまして、改定の中身についてご説明いたします。

ここからは、A4・1枚の資料で主な改正点を説明しながら、議案6号別紙の該当する箇所を参照していきたいと思っております。

議案6号別紙はページを2枚めくっていただき、1ページをお開き願います。

はじめに、基本構想の「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」のなかの「1. 下妻市の農業の現状」についてでございます。下妻市の農地面積でございますが、前回平成28年の4,34

5 haから295 ha減少し、4,050 haとなっております。また、市内農業の概要を現状に即して2ページ上段までエリア毎に明記しております。

2ページをお開き願います。

中段の「3. 新たに農業を営もうとする青年等の確保目標」でございますが、前回平成28年は県の年間目標が400人に設定されておりましたが、現在は県として目標数値がないため、今回の基本構想では県の目標数値は記載されておられません。なお、本市の確保目標は前回同様、年間8人で変更はございません。

続きまして、別紙資料は5ページをお開き願います。

基本構想の「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」でございます。表の一番左の「営農類型」でございますが、県の指標改定に合わせて、これまでの19営農類型から15営農類型に変更となっております。これは花き・花の営農類型が統合されるなどにより減少となるものでございます。改定後の営農類型の内訳としましては、5ページから10ページにあるとおり、個別経営体の普通作が1類型、施設野菜が5類型、露地野菜が2類型、果樹が2類型、施設花きが1類型、酪農が1類型、肉用牛が1類型、養豚が1類型、集落営農の普通作が1類型でございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

基本構想の「第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」でございますが、こちら、県の指標改定に合わせて8営農類型から7営農類型に変更となっております。これは施設野菜の営農類型が統合され減少となるものでございます。改定後の営農類型の内訳としましては、普通作が1類型、施設野菜が1類型、露地野菜が2類型、果樹が2類型、畜産が1類型でございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

基本構想の「第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」でございますが、農業経営基盤強化促進事業として行う事業が四角の枠に7項目挙げられておりますが、前回まで事業のひとつとして挙げられていた「農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業」を削除いたしました。農地利用集積円滑化事業につきましては、JA常総ひかりが農業者と地主の間に入って農地賃借の仲介事業を実施してきましたが、当事業が令和2年4月1日より農地中間管理事業に統合一体化されましたので、事業を削除するものでございます。

また、14ページから16ページにかけて、水稻部門・果樹部門・園芸部門・畜産部門の4部門から成る経営部門別の重点実施事項を掲げております。

次に、前回の基本構想にあった「第5 農地利用集積円滑化に関する事項」でございますが、こちらは先程ご説明したとおり、農地中間管理事業に統合一体化されましたので、全部削除となるものでございます。

これにより、28ページにあります「その他」が前回の第6から第5に繰り上げとなりました。

続きまして、30ページをお開き願います。

最後に「別記2 第4の1の(2)関係」でございますが、農用地の利用権設定に関する事項のうち、表の①存続期間につきましては、平成30年度の法改正により存続期間が20年まで設定できることとなったため、従来の3年、6年、10年の存続期間に新たに20年を追加するものでご

ざいます。

改定の概要につきましては以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありませんか。

塚田委員

すみません。2ページの3. 新たに農業を営もうとする青年等の目標のところ、「新たに農業経営を営もうとする青年等は近年の就農状況を踏まえ年間8人の確保を目標とする」と書いてあるということは、今までの実績がこの近辺とか何かあるわけなのですか。その辺教えてもらいたいなど。県では外しているのに、なぜ市では入れているのか、市ではあるからそんな風に入れているのかどうか。ここら辺をお聞きしたいなと思います。

議長（会長 中山基君）

農政課よりご説明願います。

農政課（中山直君）

はい。農政課よりご説明させていただきます。こちら県の方では、ご指摘の通り目標の数字はないのですが、市として新規就農者の方ですね、確保していくことが農業の継続のためには必要ということで、確保の目標の方は設けさせていただいております。それですね、認定新規就農者という認定制度がございます、こちらは主に新規就農の補助金が出る場所なのですが、こちらの過去の人数ですと、平成28年度が4名、平成29年度が2名、平成30年度は0だったのですが、令和元年度は1名、昨年度の令和2年度は4名という形です。認定新規就農者はおおむね2名から4名と出ているところでございます。またですね、その認定新規就農者は就農が45歳までとかそういう基準があるのですが、それ以外の該当しなかった新たに農業を始めた方というのが、県の統計の数字になってしまうのですが、こちらが毎年概ね8名から9名というような数字も出ておりますので、そちらの方ですね、担い手を確保するためということで、市としては基本構想でその目標の人数を入れさせていただいております。

以上でございます。

議長（会長 中山基君）

はい、塚田委員さん、いかがですか。

塚田委員

要は目標と現実ですか、やはり大差ないという回答ですね。わかりました。

議長（会長 中山基君）

他にご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

ご意見がないようなので、お諮りいたします。

本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に対する農業委員会の意見はなし、といたします。

ここで、農政課職員退出のため暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

(農政課職員：退出)

議長(会長 中山基君)

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

続いて、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(小林正幸君)

9ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、9ページから11ページまで10件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

皆さんから何かございましたらご発言願います。

(発言なし)

議長(会長 中山基君)

以上を持ちまして、令和3年第7回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

(午後2時19分閉会)

議 長

署名委員

署名委員
